

財務諸表に対する注記（令和5年3月31日現在）

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 ア 満期保有目的の債券…償却原価法によっている。
 イ その他の有価証券…期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 ア 附属設備、構築物、什器備品、車両運搬具
 定額法によっている。
 イ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引）
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 ウ 無形固定資産
 残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 消費税等の会計処理
 消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
有価証券及び定期預金	16,238,706		0	16,238,706
小 計	16,238,706	0	0	16,238,706
特定資産				
環境対策積立資産	0	0	0	0
体育・スポーツ特別事業積立資産	78,000,000	0	8,000,000	70,000,000
環境充実費積立資産	6,500,000	0	0	6,500,000
寄付什器備品	1	0	0	1
小 計	84,500,001	0	8,000,000	76,500,001
合 計	100,738,707	0	8,000,000	92,738,707

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。（単位：円）

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
有価証券及び定期預金	16,238,706	16,238,706	0	0
小 計	16,238,706	16,238,706	0	0
特定資産				
環境対策積立資産	0	0	0	0
体育・スポーツ特別事業積立資産	70,000,000	0	70,000,000	0
環境充実費積立資産	6,500,000	0	6,500,000	0
寄付什器備品	1	1	0	0
小 計	76,500,001	1	76,500,000	0
合 計	92,738,707	16,238,707	76,500,000	0

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。（単位：円）

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
特定資産			
寄付什器備品	1,282,608	1,282,607	1
その他固定資産			
車両運搬具	1,050,600	1,050,599	1
附属設備	511,936	212,377	299,559
什器備品	8,602,999	7,302,718	1,300,281
構築物	583,200	220,843	362,357
リース資産	177,849,363	114,930,144	62,919,219
長期前払費用	12,925	6,600	6,325
合 計	189,893,631	125,005,888	64,887,743

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。（単位：円）

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加高	当期減少高	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
受取補助金等						
受取福岡県補助金	福岡県	0	40,355,631	40,355,631	0	一般正味財産
受取その他補助金	(注) 日本スポーツ振興センター	0	7,022,000	7,022,000	0	一般正味財産
合 計		0	47,377,631	47,377,631	0	

6 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金額
経常収益への振替額	324
基本財産受取利息の振替額	324
合 計	324

7 ファイナンス・リース取引関係

- (1) 利息相当額の算定方法は、リース料総額と取得価額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっている。
- ①所有権移転外ファイナンス・リース取引
 リース資産の内容は振興事業における情報処理システム、センター事業における業務用パソコン、プール事業における中央監視装置及び競泳ダイビングである。
- ②所有権移転ファイナンス・リース取引
 リース資産の内容はセンター事業におけるトレーニング機器一式である。

附 属 明 細 書

1 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記において記載しているため、内容の記載を省略する。

2 その他記載すべき事項がないため、内容の記載を省略する。